

令和7年度青森県「一次加工強化モデル実証」業務 企画提案競技実施要領

1 目的

この要領は、令和7年度青森県「一次加工強化モデル実証」業務の委託に関する企画提案競技の実施について、必要な事項を定めるものである。

2 業務の内容

(1) 業務名

令和7年度青森県「一次加工強化モデル実証」業務

(2) 仕様書

別添仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

(4) 委託料

5,000千円（消費税及び地方消費税額を含む）以内

3 スケジュール

4月18日（金）午後5時 参加申込書の提出及び質問の受付期限

4月25日（金）午後5時 企画提案書提出期限

4月30日（水） 審査会（書類審査）

5月上旬 審査結果の通知

5月上旬 契約締結

4 参加資格及び方法

(1) 企画提案競技に参加できる者

次に掲げる条件を全て満たすこと。

ア 県内に生産、加工拠点を有する農業法人であること。

イ モデル実証の連携先となる農業法人、野菜生産者等が5者以上いること。

ウ モデル実証による一次加工品の販売先があり、規模拡大の要望があること。

エ 事業目的の達成及び事業の遂行に必要な経営基盤を有し、組織運営のための定款、規約等が定められており、事業の実施を見込める団体であること。

オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

カ 参加申込書の提出期限の日から契約締結までの間に、知事の指名停止の措置を受けていないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（更正手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確

認を受けている者を除く。) でないこと。

ク 暴力団(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。) でないこと。

ケ 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあると認められる者でないこと。

コ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。

サ 法人税、消費税及び地方消費税並びに法人事業税を滞納している者でないこと。

(2) 参加方法

別紙令和7年度青森県「一次加工強化モデル実証」業務企画提案競技参加申込書を令和7年4月18日(金)午後5時(必着)までに提出すること。なお、提出方法は、郵送、電子データのいずれかとし、必ず到着確認を行うこと。

5 提出資料

(1) 企画提案書 5部

ア 原則として日本産業規格A4判縦使いとし、別紙様式に基づき作成する(一部A3判資料折込使用可)。

イ 想定している研究会の方向性、発足、運営、商品開発の方向性の提案、新商品試作への支援、試作商品の提案、商品提案のとりまとめ等、具体的な例を交え可能な限り詳細に書くこと。

ウ 仕様書に記載した委託業務の内容以外に、効果を高めるための独自の企画及び提案がある場合は、その内容を書くこと。

(2) 見積書及び見積明細書 5部

ア 経費の積算内容がわかるように記載すること。

イ 宛名は「青森県知事 宮下宗一郎」とすること。

(3) 業務スケジュール 5部

仕様書の業務内容について、想定しているスケジュールを記載すること。

(4) 会社概要 5部

既存のもので可。

(5) 業務実績 5部

官民間問わず、過去5年以内に受託した同種又は、類似の業務実績がある場合は記載すること。

6 資料の提出

持参又は郵送(宅急便でも可)にて、令和7年4月25日(金)午後5時(必着)までに提出すること。

7 選定方法

(1) 審査方法

提出された書面により下記の点を総合的に審査の上、決定する。

- ア プロジェクトチームの方向性等（趣旨の理解）
- イ 食品製造業者等のニーズ（具体性）
- ウ 取組内容（現状・課題、将来的な目標、モデル実証計画、導入予定機械・設備）
- エ 実施体制（担当者の配置、連携先）
- オ 遂行能力（スケジュールの実現可能性、経営状況）
- カ 見積金額（費用積算内訳）

(2) 審査結果

- ア 審査結果は、企画提案競技参加者に速やかに通知する。
- イ 審査結果についての異議申立は受け付けない。

8 質問事項について

企画提案競技に関する質疑は、令和7年4月18日（金）午後5時までに電話、電子メールで受け付け、令和7年4月21日（月）までに回答する。

9 その他

- (1) 提出された資料は返却しない。
- (2) 企画提案競技に係る一切の費用は、参加者が負担する。
- (3) 企画提案書の差し替え及び再提出、記載内容の変更は、原則として認めないが、採用された企画提案書については、青森県と協議の上、変更することがある。
- (4) 提案数は1者1提案とする。

10 問い合わせ先・参加申込書提出先

〒030-8570

青森市長島一丁目1-1

青森県農林水産部食ブランド・流通推進課 食品産業振興グループ 担当 鈴木

電 話：017-734-9456

E-mail：shokusangyo@pref.aomori.lg.jp

様式

令和7年度青森県「一次加工強化モデル実証」業務 企画提案競技参加申込書

令和 年 月 日

青森県農林水産部食ブランド・流通推進課長 殿

住 所 _____

名 称 _____

代表者名 _____ 印

記

令和7年度青森県「一次加工強化モデル実証」業務に関する業務委託の内容を了承し、
企画提案競技に参加します。

担当者名 _____

電 話 _____

F A X _____

メ ー ル _____